

## 熊谷市総合戦略有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 熊谷市総合戦略を策定するに当たり、市政に係る団体及び機関等の意見を反映させるとともに、戦略を効果的に実施するため、熊谷市総合戦略有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる検討を行う。

- (1) 熊谷市の現状に対する課題の調査・研究
- (2) 熊谷市の将来展望に係る調査・研究
- (3) 各団体等の熊谷市総合戦略に資する活動の検討・提案
- (4) 熊谷市総合振興計画骨子案の検討

### (構成)

第3条 会議は、別表1の団体・機関の代表者をもって組織する。

2 委員長は、総合政策部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、熊谷市総合戦略の計画期間終了までとする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年9月30日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年8月24日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年2月20日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年6月26日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

	団体・機関名
委員長	熊 谷 市
委員	熊 谷 商 工 会 議 所
〃	く ま が や 市 商 工 会
〃	く ま が や 農 業 協 同 組 合
〃	熊 谷 青 年 会 議 所
〃	立 正 大 学 社 会 福 祉 学 部
〃	埼 玉 県 高 等 学 校 熊 谷 ブ ロ ッ ク 校 長 会
〃	N P O 法 人 子 育 て ネ ッ ト く ま が や
〃	熊 谷 市 私 立 保 育 園 長 会
〃	熊 谷 市 私 立 幼 稚 園 協 会
〃	熊 谷 市 医 師 会
〃	熊 谷 市 P T A 連 合 会
〃	熊 谷 公 共 職 業 安 定 所
〃	「連合埼玉」熊谷・深谷・寄居地域協議会
〃	埼 玉 り そ な 銀 行
〃	埼 玉 縣 信 用 金 庫
〃	熊 谷 商 工 信 用 組 合
〃	武 蔵 野 銀 行
〃	公 募 市 民
〃	公 募 市 民